

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月七日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所（内吉野保健所を除く。）の項中「（内吉野保健所を除く。）」を削り、同表内吉野保健所の項を削る。

### 附 則

この規則は、令和三年十二月二十日から施行する。